

献呈の辞

松岡三郎先生は大正四年（一九一五年）八月八日のお生れであるから、ちょうど七〇歳に当たっており、古稀を迎えられたことになる。

松岡先生に初めてわたしが接したのは、今から三〇年以上も昔のことになるが、先生ご担当の労働法の講義を聴いた教室においてであった。逆算してみると、当時先生はまだ四〇歳前であったから、まさに新進気鋭の労働法学者として学界にデビューされた頃であったが、その学者肌の人柄から受けた印象からは、遙かに年長者のように感じたことを思い出す。

先生は、昭和一六年一二月に東京帝国大学法学部を卒業され、翌年一月から同大学助手に任命されている。その後昭和二〇年八月からは官界に転ぜられ、当時の内務省に入り、厚生、労働、法務庁の各事務官を歴任されたのであるが、その間に労働省設立に伴う労働立法事業に従事されている。この立法事業に参画された経験が、その後の先生の学究生活に多大の影響を及ぼしているように思われる。そして昭和二四年七月に明治大学法学部の専任助教授に、同年八月に専任教授に任命され、以来今日にいたるまで労働法の講座を担当されてきたわけである。先生が明治大学の専任教授に就任されたのは、いわゆる新制大学の発足した当初であり、それから数えて実に三六年間の長い歳月を明治大学の教壇に立つてこられたことになるのである。その間には、或いは法学部長として、或いは学校法人明治大学評議員・

理事として大学の教育行政・運営の面にも多大の功績を残しておられる。

先生の卓越した研究業績は、ご専攻の労働法の各分野にわたる多数の著書・論文に現われており、これが学界に多大の貢献をなしていることは、いまさら申しあげなくてもいいところである。先生が、或いは自治省や東京都の諸委員会委員として活躍されたことも、或いは日本労働法学会代表理事として学界のまとめ役を果たされたことも、その研究業績と人柄の反映であるといえよう。

このような研究成果を基礎とした先生の講義は学生に深い感銘をあたえ、「松岡労働法」の教えを受けた多数の卒業生が社会のあらゆる分野に活動しており、また、先生の指導を受け、その豊かな学殖を吸収した幾多のすぐれた人材が学界で活躍している。

先生が昭和六一年三月末をもって定年退職されることは、制度上止むを得ないことではあるが、先生のすぐれた研究業績と社会的貢献の広さに照して、まことに惜しまれてならない。

このたび、先生の古稀の祝賀にあたり、これを記念すべく、われわれ法律論叢の同人たちが古稀記念論文集を刊行し、これを先生に献呈しうることに深い感動を覚えるものである。

おわりに、先生の一層のご健勝を祈念するとともに、わが法学部ならびに明治大学の発展のために今後ともご尽力賜わらんことを願うものである。

昭和六〇年一二月